

個人収監 抑止効果狙う米

カルテル摘発、日本企業への目厳しく

日本ガイシが米司法省から罰金を科されるなど、日系メーカーが米国でカルテル行為を摘発される事態が続く。特徴の一つが会社だけでなく、個人も刑を科されること。ベーカー&マッケンジー法律事務所の井上朗弁護士に、収監の実態や収監後の企業対応などを聞いた。

弁護士

井上 朗氏

—なぜ個人を収監する例が増えているのですか。

「2001年12月に経営破綻した総合エネルギー大手エンロンの不正会計事件がきっかけの一つとなっている。このころから法人に罰金を科すだけでは不十分で、個人を罰したほうが抑止力が大きいという考え方が広がった」

「日本企業には談合文化がある、と先入観を持って調査されているケースも多い。1990年代には日本の薬品メーカーが価格引き上げを協議している現場として、隠しカメラで撮影した証拠ビデオを米司法省が公開したこともある。日本人社員が映っている証拠ビデオの中で『消費者は敵で、ライバルは友だ』といった発言が飛び出し、米世論や司法省関係者の印象を悪くした」

「自動車部品メーカーの場合、完成車メーカーが取引のある部品メーカーを集めた会合を定期的に行っていることも疑われやすい素地をついている。たとえそうした会合で価格に関する話題を避けていたとしても、競合他社と会う場があるというだけで疑われている、と心がけたほうがいい。日本企業の役職員は、04年以降だけで約40人が収監されており、他国企業よりも多い水準となっている」

地位高い関係者を罰するのが原則

—そもそも企業犯罪で個人に刑を科す根拠はあるのですか。

「米国の独占禁止関連法に『カルテル行為を行ったa person（個人）かa corporation（会社）を罰する』と明記されている。これは日本でも変わらない」

—誰を罰するか、どうやって決



めるのですか。

「米司法省が証言や紙資料、メールなどの証拠をもとに決める。競合他社と接触するなどカルテルそのものに関わった人や、行為を指示した人、気づいていたのに止めなかった人も対象になる。このなかで一番地位の高い関係者を罰するのが原則だ。カルテルが行われていた期間によっては、複数人が訴追されることもある」

—禁錮刑で収監されるのは、どんな場所ですか。

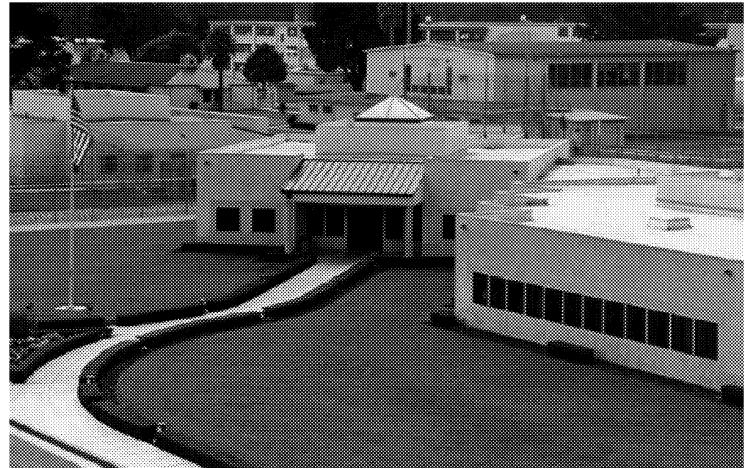
「米国には刑務所が4種類ある。日本人が企業犯罪に関わった場合だと、最も監視が緩やかで環境が良い収容所に入る。代表例が今も日本人約10人が収監されているカリフォルニア州南部のロンポック収容所だ。どの収容所に入るかは希望を聞いてもらえる」

復帰には説明必要 まず子会社などに

—具体的には、どんな生活ぶりになりますか。

「個室はない。体育館のような広い部屋に2段ベッドがずらりと並べられており、数百人が一緒に暮らす。とはいっても鉄条網はなく、週末や祝日は外部との面会も基本的に自由だ。バスケットボールのコートなどの運動施設もある。自分の部屋で音楽も聴けるし、読書もできるし、奉仕活動を強いられることもない」

「収監された日本人に話を聞くと、刺激のなさが苦痛だそう。収監されるような人は普段はそれなりの地位があり、何十億円というお金



日本人が数多く収監されているロンポック収容所（カリフォルニア州）

を日々動かすような権限を持っている。単調な日々には耐えられないのだろう」

—収監後は会社に戻れますか？

「できないことはない。ただ収監前と同じ役職にすぐ復帰するのは難しい。復帰には米司法省を納得させる合理的な理由を説明する必要がある。米司法省がかつて『価格設定の権限がある役職に戻すのは、コンプライアンスの姿勢に欠ける』と見解を出したことがある。復帰するにしても、まずは子会社への出向などが現実的といえるだろう」

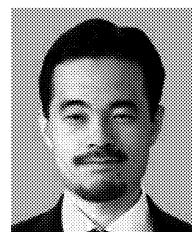
—どんなことに気をつければいいですか。

「米司法省はカルテルそのもの以上に、証拠隠滅など捜査に非協力的な姿勢に対して厳しい。聞き取り調査への協力でも『覚えていません』などと繰り返す証人を連れていくと、かえって心証を害する可能性がある。証人の事前準備が欠かせない」

「米国の企業はこうした対応に慣れているが、どうしても日本人は『推定無罪』などと考えがちだ。米

司法省はゼロから捜査を始めているわけではなく、競合他社が紙資料やメールとともに、罰則減免を求めて自己申告した後に捜査を開始するなど、一定の証拠を握っていることが多い。万が一にも『隠し通せる』などと思わず、誠実な情報開示に努めるべきだ」

（聞き手は藤村広平）



いのうえ・あきら 1996年中央大法卒。2000年弁護士登録、06年に米ニューヨーク州弁護士登録。07年に法学博士。10年からベーカー&マッケンジー法律事務所での国際的な独占禁止法および競争法などを専門とするパートナー弁護士に就く。